

各 位

会社名 ダブル・スコープ株式会社 代表者名 代表取締役社長 崔 元 根 (コード番号 6619 東証第一部) 問合せ先 取締役 大 内 秀 雄 (TEL 03-5436-7155)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第17期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、これに伴い、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営戦略の迅速な実行とコーポレートガバナンス体制の構築に努めてまいりました。

今後も、成長が著しい事業分野において、意思決定の迅速化と業務執行の機動性を高めるとともに、 取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図ることで、さらなる経営の 効率化を実現するために「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の 新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、また取締役への権限委任に関する規定の新設 等変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更に関する株主総会開催日:2022年3月25日(金) 定款変更の効力発生日 2022年3月25日(金)

(下線部分は変更箇所) 変更案 現行定款 第1章 総 削 第1章 訓 第1条~第3条 <条文省略> 第1条~第3条 <現行通り> (機関の設置) (機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 | 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 の機関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (3) 監査役会 (4) 会計監查人 第5条 <条文省略> 第5条 <現行通り> 第2章 株式 第2章 株式 第6条~第12条 <条文省略> 第6条~第12条 <現行通り> 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第13条~第18条 <条文省略> 第13条~第18条 <現行通り> 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。 第19条 当会社の監査等委員でない取締役は9 名以内、監査等委員である取締役は5名以内とす る。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任 する。 する。 1 取締役の選任決議は、議決権を行使することが 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <新設> 3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員 である取締役と監査等委員でない取締役を区別し て行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現行定款

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

<新設>

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を 選定することができる。

第23条 〈条文省略〉

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各</u> <u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができ る。

<新設>

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

変更案

(取締役の任期)

- 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任 後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された 補欠監査等委員である取締役の選任の決議が効力 を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の 時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって 選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 <現行通り>

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な 業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任すること ができる。

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- <u>2</u> 前項の決議について特別の利害関係を有する 取締役は、議決に加わることができない。

現行定款

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 〈条文省略〉

(取締役の報酬)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条 <条文省略>

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

変更案

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条 <現行通り>

(取締役の報酬)

第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。

第31条 <現行通り>

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

9071 / whichel	-the state plan
現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	<削除>
(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	<削除>
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及 びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議 事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記 名押印又は電子署名する。	<削除>
(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款 に定めるもののほか、監査役会において定める監査 役会規則による。	<削除>
(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
(社外監査役との責任限定契約) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	<削除>
<新設>	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常 勤の監査等委員を選定することができる。
<新設>	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
<新設>	(監査等委員の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ΣΕΙ-Λ-Σ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1-Δ-1	**
現行定款	変更案
	2 前項の決議について特別の利害関係を有する
	監査等委員は、議決に加わることができない。
	(監査等委員会の議事録)
<新設>	第35条 監査等委員会における議事の経過の要
	領及びその結果ならびにその他法令に定める事項
	は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員
	がこれに記名押印又は電子署名する。
	(監査等委員会規則)
<新設>	第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は
	定款に定めるもののほか、監査等委員会において定
	める監査等委員会規則による。
	<u> </u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
AH III.A.	7/10 - MILLIAN
第41条~第42条 <条文省略>	 <u>第37条~第38条</u> <現行通り>
<u> </u>	
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監
<u>新年3</u> 末 会計温度人の手限制等は、八次4次間及が <u>温</u> 査役会の同意を得て定める。	査等委員会の同意を得て定める。
直接大学の国息を行くためる。	<u>且守女員云</u> の円息を付くためる。
 第7章 計 算	 第7章 計 算
 <u>第44条</u> ~ <u>第47条</u>	第40冬。第49冬 /明行通りへ
<u>另名 4 未</u>	<u>第40条</u> 〜 <u>第43条</u> <現行通り>
	 第8章 付 則
第8章 付 則	第8章 付 則
✓ ☆ご∋几 \	(形大仏の根字時尚書にた吟)に関わて短い。(世界)
<新設>	(監査役の損害賠償責任免除に関する経過措置)
	1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ
	り、2022 年 3 月開催の第 17 期定時株主総会終結
	前の監査役(監査役であった者を含む。)の任務を
	念ったことによる損害賠償責任を、法令の限度に
	おいて、取締役会 の決議によって免除することが
	<u>できる。</u>
	2. 第17期定時株主総会終結前の監査役(監査役
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第423
	条第1項の損害賠償責任を限定する契約について
	は、同定時株主総会の決議による変更前の定款第
	40条の定めるところによる。